

ドイツ農民戦争研究の視点と課題

渡 邊 伸

はじめに

1525年、南西ドイツを中心として、伝統的見積りに従えば最高潮の時点において約30万人が関与し、10万Pfundを費やしたと評価されている前例のない反抗が起こった。このドイツ農民戦争については、すでに16世紀、戦争の終息直後から議論されてきた。原因は何であったか。宗教改革と関係はあったのか。ある領域で運動が展開し、他の領域で起こらなかったのはなぜか。反抗の指導者と担い手は誰で、動員と組織の形式はどのようなものであったか。都市と関連があったのか。目的は何であったか。それは革命であったのか。どんな役割が敵によってなされたか。現在までこれらの問題について広範囲にわたる数多くの論争と研究が重ねられてきたが、決着のつかぬまま、たえず新たな評価が生みだされてきている。

本稿はその主な研究動向について概観することを目的とする。もとより、筆者の非力のため、膨大な研究蓄積の網羅的な検討をなしうるものではなく、また農民戦争後450年を期して研究発表が百花繚乱の相を呈した1975年以後の、最近20年の研究を総括するものですらない。しかも主要な研究の紹介や動向の整理については、すでに国内外で行われてきており、本稿もそれらに負うところが大きい¹⁾。本稿は、これらの主要な論議を筆者なりの視点で整理し、検討課題の所在を考察する予備作業を意図するものにすぎない。

1. 第二次世界大戦までの動向

ドイツ農民戦争の評価は絶えず政治的立場と結びつき、個々の問題に対する同一の評価も様々な異なる文脈で語られているため、その歴史的変遷について簡単に概観しておきたい。農民戦争の性格と意味についての論争は、既に1525年に始まっていた²⁾。16世紀初期の記述の多くは、原因、目的、担い手について主に以下のように伝えているとまとめられる。

まず主な原因は宗教改革との関連から考察されている。カトリック側の見解では、戦争は宗教改革の直接的な結果であった。たとえばローテンブルクの市書記T. Zweifelは、1525年の事件について年代記に「もしルターが本を書いたりしなかったなら、ドイツはおそらくずっと平和であったろう。」と記述している³⁾。

プロテスタント側はそのような関連づけを完全に否定したわけではない。しかし強調するのは、キリスト者の自由についての改革教義は、ただ魂のみに関するものであり、蜂起者たちはその教義から誤った方法で肉体の自由を引き出したのだ、ということである。蜂起は福音の誤解、利己的な利用の結果とする。さらに改革派の年代記には、この蜂起について、古い教義の頑迷かつ傲慢な支持者たちが新しい福音の説教師を追放し、圧迫したがゆえに、Müntzer といった誤った予言者の輩が現われ、天の啓示の装いの下に平民 (gemeinMann) を蜂起させたのだ、と説明を行ったものがある⁴⁾。最終的にカトリック側の頑迷さが蜂起を引き起こさせた原因というわけである。

それ以外の蜂起の要因は宗教改革の背後に後退している。経済的、社会的な要因は見過ごされているわけではないが、それらは農民戦争を起こすものではなく二義的な原因とされた。とくに広範な経済的な困窮は、天候不順とか凶作といった、人智の及ばぬ偶然の要因に帰されている。

蜂起の目的は、伝えられている多くの記述、つまり勝者の見解では、既存秩序の暴力的改変とされた。たとえば農民の要求書として有名な「12 箇条」では、農民が「何者にも服従せず、いたる所で蜂起し、反抗し、大きな暴力をもって結集し、徒党を組み、その結果、聖俗の権力を改革し、駆逐し、いやおそらく打ち殺してしまう」と誹謗されていると述べていることからわかる⁵⁾。そして蜂起の担い手は、原則として農民とされた。蜂起は農民の反乱であった。少数の年代記作者は異なる理解を試みた。ザンクト・ガレンの年代記者 J. Keßler は「臣民の、とくに農民の蜂起」と記述している⁶⁾。

以上のような 16 世紀初期の農民戦争に対する理解が 300 年以上にわたって普及していた。これには農民戦争への関心自体が薄れていったことが背景として指摘されている。17, 18 世紀の歴史書は農民戦争に大きな注意を払っておらず、事件もわずかな記述で扱われ、先のような 16 世紀に行われた評価がそのまま受け入れられていたのである。

最初の本格的な農民戦争研究は、Sartorius によって書かれたとされる。この研究の登場には、当時の政治状況、即ちフランス革命が影響している。彼は原因として支配者の暴政と抑圧、市民・教会秩序の崩壊をあげた。農民戦争と宗教改革の関連については、急進的な説教師たちが無知な民衆を扇動して暴力へと駆り立て、そして福音の自由を政治や経済の領域へと拡大したという点では認めている。しかし宗教改革を蜂起の主要かつ第一の要因とすることには反対している。その理由は、ルターのはるか以前から農民は蜂起していたからとするが、これはこの理由をあげた最初の例とされる。目的と担い手については、農民戦争は突発的な蜂起ではなく、より大きな政治的、宗教的な自由を求めた努力であったとする。ただし蜂起者たちは無教養な荒くれでこの自由の価値がなく、それらを主張することもできなかったと評価した⁷⁾。

農民戦争についての積極的な再評価は、三月革命以前の政治の雰囲気背景となっていた。まず Rotteck の著書があげられる。彼はシュヴァーベン農民の「12 箇条」とティロル農民の「メラン綱領」は健全な政治に貢献するものとした。しかしながら全体としては蜂起に社会を解体しかねない危険性を見た⁸⁾。

Oechsle は、シュヴァーベン・フランケン境界地域の農民戦争史料集を刊行し、従来の年代記等の記述のみに基づく研究を批判した。そして原因は「時代の立ち往かなくなった諸事情」とくに農民の置かれていた苛酷な隷属の結果とし、宗教改革は間接的に農民戦争の蜂起に関与したと評価した。また「農民の国制計画」という史料項目をたてたことは、農民戦争に単なる蜂起以上の意図を見た点で注目される⁹⁾。

明快に農民戦争の正当性を主張したのは、Zimmermann の農民戦争研究である。担い手と目的として、農民戦争は平民 (Gemeiner Man) による、全ての人民の歴史における最後の目標である自由を求める古くからの奮闘の一つであるとし、それはドイツの政治の新秩序確立をめざし、将来の国家制度としては共和的・民主的なものが考えられていた、とした。原因の分析も、農民戦争は宗教改革と因果関係はないとする。両方のプロセスはいわば「双子」である。それらはドイツ帝国の全生活圏をつつんだ長期間にわたる、経済的、政治的、精神的 (宗教的)、社会的な墮落の必然的な結果であった¹⁰⁾。

Wirth は、農民戦争自体については否定的な見方を取り、病的な熱狂者によって扇動された農民の狂信が引き起こした暴動であるとする。しかし目的については「12 箇条」を検討して正当なものとした。フランケン農民の指導者の計画には、分別ある帝国の改革計画として全面的な肯定が与えられている。蜂起の原因については、長期的には中世世界にその発展の必然的な終わりが到来したことであるが、民衆については農民の危機という見方を否定し、彼らも一般的な経済の上昇にあずかってある程度繁栄しており、都市民・農民の貧困ではなく、彼らの度を越した出費と過度の派手好きが、15 世紀末に時代を危ういものにしたとする。この Wirth の農民戦争研究においては、二つの再評価が提示された点が目を引く。農村人口が比較的繁栄を維持していたとみること、そして農民の運動に帝国改造を目的とする政治的な性格を認める点である¹¹⁾。

これに対し Ranke は、農民戦争の評価をもう一度より古い解釈へと引き戻した。彼は「12 箇条」を調べて、農民戦争は公権に対する反乱であったと結論する。農民戦争の原因はそれ以前の数年間に起こった農民への圧迫と福音の迫害に求める。つまり農民の危機は短期的な要因の結果として見られている。また共同体 Gemeinde 理念の意義についても着目した。しかし基本的には憎しみと復讐心が原因であるとし、宗教改革との関係については、福音説教の影響を認めるが、それは伝統的な改革派の見解に従うものである。たとえば「12 箇条」の特徴は、世俗的要求と宗教的要求の混在であり、前者を後者から引き出した点にある。しかしそれは本来、ルターの精神や宗教改革の純粋な意図に反するものであるとして、宗教改革の理念と農民戦争を分離するのである。担い手は、一部の都市の呼応が認められているが、もっぱら農民とする。目的についても、帝国改造計画については、1523 年にも類似のものがあつたとしつつも、とりわけヒプラーのそれを徹底的な変革思想として評価する。しかし結局、憎悪と復讐の運動は失敗に終わり、抑圧しに立ち上がったことはルターと世俗権力の功績とされた¹²⁾。

Engels のドイツ農民戦争の見解は 1850 年に登場した。ここでは 1848 年の分析が 1525 年の事件に投影されている。まず原因については資本主義発展による封建制の崩壊により、社会対立・

階級対立の激化によって、保守的・カトリック的陣営に反抗する勢力、市民的で穏健な「もてる」改革的陣営と農民・平民の革命的党派という二つの分派が形成されたとする。前者の思想の代弁者がルター、後者はミュンツァーである。この対立の結果は当初すべての反対派が結集して改革が始められたが（宗教改革）、市民的改革は平民的党派によって追い越され、農民・平民の革命となった。農民戦争の敗北の原因、そして主な結果はドイツの分裂に求められるとした¹³⁾。彼の農民戦争像はその後継承・発展され、テーゼとなっていくが、これについては後で再び扱うことにする。

またカトリック史家 Joerg は、農民戦争をルターの責任とする立場から検討したが、具体的にはルターを都市の社会層の代弁者として捉え、これを分析して「新しい階級、プロレタリアート」の発生を指摘した。シュヴァーベン同盟の史料などから都市の急進派と農民との関係を示して「都市の農民戦争」を主張した点は注目された¹⁴⁾。

Janssen も、カトリックの立場から農民戦争の原因を宗教改革との関係に求めた。特徴は農民の経済状態を良好なものと評価し、都市が「社会的革命」の根源とした点である。都市を中心とする資本主義の発展において、ルターの福音主義は一種の文化闘争として「社会革命」の精神を育み、その影響の下で農民が反乱を起こした、とする。立場はともかく、この点は後にマルクス主義史学からも評価を受けることになった、とされている¹⁵⁾。

Lamprecht は、農民戦争をドイツ国家全体の発展の中に位置づける。そして中世から近代への移行の特殊ドイツ的な問題として、資本主義発展による農民の没落・地位の悪化に農民戦争の原因を見いだす。その点で宗教改革と農民戦争とは切り離される。とくに農民の仲間団体 Genossenschaft と農民の反対する資本主義の「個人主義」とを対置したが、この点は後に Franz によって継承された。そしてグーツヘルによる体制強化が資本主義と結び付いたところでは農民戦争は起きていないことをあげて補完する¹⁶⁾。

これとは対照的に Stolze は、政治的立場から農民戦争を社会運動とする考えに反対し、宗教改革の原理によっておきた宗教運動であったとする。例としてテューリングンでは宗教改革が導入されたところで農民戦争が起こっている。農民戦争の目的は教会財産であって、世俗領主との対立は中心となっていない。また農民戦争は福音を守ろうとするものであって、これを抑圧しようとしたものに原因がある。ルターとの分裂は農民が福音から逸脱したためである、と主張した¹⁷⁾。

この他、19世紀末には集中的に地方史レベルでの詳細な研究が着手され、現在もこれらの研究の成果に多くを負っている。地域史研究に主眼を置いたこれらの調査が、それぞれの地域の特殊性に目を向けさせ、浅薄な一般化を是正した。ただし同時に、農民戦争が地域的・場所的に限定された個別行動の集積として分解される傾向が見られたことも指摘されている。

これらの個別研究を包括し、さらに新たな視点を加えたのは1933年に刊行された Franz の農民戦争研究である。膨大な史料調査に拠る農民戦争の地域ごとの事件史の記述については、現在も基本となっている¹⁸⁾。

Franz の見解では、原因としての宗教改革は完全に後ろに退いていて、熱狂者の役割と意味は、地域ごとに区別され、全体として周縁現象にとどまるとされる。Franz によって強調されるのは革新の努力の基礎としての「神の法」である。農民の抵抗は二つの形式をとった。反抗が伝統的権利と習慣、「古き法」に訴えたものと、局地的にはあったが「神の法」に訴えたものである。後者は宗教改革以前の思想（ウィクリフとフス）に遡り、ブントシュー誓約を經由して農民戦争に流れ込んだ。宗教改革により「神の法」への訴えは正当性の根拠を与えられた。農民戦争ではこの両方のタイプが結合した。全体として従来よりも明確に先行した蜂起に起源が求められている。すなわち農民戦争は 13 世紀末以来の広範に拡大してきた農民蜂起の最終にして最大の頂点とされた。

農民の経済状態の問題については、Franz は経済的困窮ないしかなりの悪化という見解を拒否し、農民の状況は比較的良好であり、農民戦争指導者は富裕であったとした。農民戦争の原因は法的・政治的敵対関係、すなわち仲間団体 Genossenschaft 的な民衆の法と公権的な支配者の法との間の対立であった。蜂起者は領邦国家・支配者からの命令を村落に行使しようとする圧力にたいして村内自治を維持しようとして戦った。農民戦争の広がりが村落共同体の発展に対応し、村役人が多くの指導者となったのがその証である。

さらに農民は政治目標も明確にしていた。富裕な農民層は経済力に見合う政治的発言権を求め、自己を帝国に結び付けようとした。「国家、帝国は小さなゲノッセンシャフト的な団体の基礎の上に新しく建てられねばならなかった。ここに示されているのは農民戦争がローマ法に刻印された領邦国家に対して、いかにドイツの本来の法思想に基づいて考えていたかということである。」かくして農民戦争は「神の法」の理念の下、法的・政治的に動機付けられた運動として理解された。これまで主張されてきたブルジョワ的要素は、必然的にほとんど完全に背景に下がった。農民戦争は、農民の一つの戦争、ドイツの農民が担い手となった政治的運動であった、と評価されたのである。

2. 第二次大戦以後の動向

第二次大戦後、農民戦争の研究は、まずマルクス主義歴史学によって推進されたといつてよい¹⁹⁾。マルクス主義歴史研究は、前述の Engels の農民戦争像に基づいていた。この農民戦争研究は、ソビエトの歴史家 Smirin の研究から始まった²⁰⁾。そしてその研究成果は、1960 年に M. Steinmetz によって「初期市民革命」論としてテーゼの輪郭を完成された。その論点は、市民革命のメルクマールとして、資本主義的生産様式の発展、全民族的規模での運動の展開、普遍的な革命イデオロギーの成立、運動における市民的穏健派と急進的な農民・平民派の対立、を挙げ、1517～26 年の間の事件を革命プロセスとして捉えるのである²¹⁾。

具体的には、農民戦争と宗教改革という相互に関連した全社会的な革命運動が分裂したことは、革命の早熟性を示す。すなわち資本主義的生産様式の未成熟、絶対主義的集権化の欠如による民族統一を目標とする革命であったこと、革命イデオロギーが宗教的形態で現れ、運動成果が宗教

レベルに留まったこと、これらは初期的な市民革命であったことを示す。

以上のような、宗教改革と農民戦争が一つの統一された、社会経済的に条件付けられた革命的プロセスの二つの局面であり、初期市民革命として位置づけられるという見解が、マルクス主義史学においてはテーゼとなった。この見解の妥当性と個々の主張の史料的な裏付けが、東西ドイツの政治問題と関わって、論争の焦点となった²²⁾。また東側でも異論がなかったわけではない。代表的なものとして農民戦争を中世後期の農民蜂起の伝統において捉えようとする Töpfer のような見解も存在した²³⁾。

1960年代以降、これらの多彩な論議を経て、テーゼも変化した。たとえば Engels 以来の民族統一を課題としたとする評価は後退し²⁴⁾、封建制との関係についても「資本主義のさらなる発展への最も重大な障害（体僕制、ツunft制度）の除去ないし制限」といった主張が現れた²⁵⁾。また Vogler は、資本の原始的蓄積、マニュファクチュア資本主義の開始時期を早めることで、農民戦争を封建制の革命的克服の最初の試み、第一の革命であるとしている²⁶⁾。

これらの見解は、Laube, Steinmetz, Vogler らによって総括された²⁷⁾。それによれば、革命は「社会全体の危機」の結果であった。それは1470年頃から始まる資本主義的生産様式の成立とともに生じた新しい資本主義的な生産力と古い封建的な生産諸関係（たとえば小規模な領邦君主制、硬直したツunft体制、行動の自由の欠如）との矛盾から発生した。発展途上の資本主義生産手段は、直接都市住民の下層や鉱夫に及んだだけでなく、間接的には農民にも及んだ。農民は封建領主の側から経済的搾取の強化にもさらされた。市民的宗教改革と農民・平民（農民、都市のプロレタリア階級、鉱山夫）の封建反動との戦いは、封建制から資本主義への移行の開始期にあたるブルジョワ革命の第一号である。その目的は封建制の克服と民族統一であった。この見解の理解によれば、農民戦争はとりわけ二つの理由のために失敗した。第一に農民・平民が必要な階級意識をもたなかった。もう一つは蜂起した市民が、彼らの革命（宗教改革）の勝利の後、離反したことである。

このような論調の変化を示しつつ、マルクス主義歴史学は、旧東ドイツを中心に、封建社会でのブルジョアジーの位置づけについて理論化するとともに、「初期資本主義的な経済構造」について（とくに鉱山業）具体的な研究を進めた。また Bensing, Hoyer, Macek 等によって、農民戦争におけるミュンツァー²⁸⁾やガイスマイヤー²⁹⁾など急進派の研究も行なわれた³⁰⁾。さらに市民革命の比較検討³¹⁾、社会経済的な前提の解明と都市市民層の宗教改革運動の研究³²⁾、文学・言語学・芸術学・民族学の成果の利用、パンフレット研究などの新しい史料の利用などが試みられた³³⁾。その具体的内容の一部は後でふれる。

これに対し、西側では、Franz の見解が支配的な影響力を持ち続けた。経済史家 Lütge は、農民戦争を農民の自由意志による民主主義運動であって、領邦君主の権力政策と農民・都市民・下層貴族の自立意識との対立であったとし³⁴⁾、また Angermeier は、農民戦争の政治綱領は中間権力、諸侯・貴族を排除し神の正義による国家・帝国を構想するものであったとして³⁵⁾、両者はそれぞれ Franz の補完を行っている。これに対し Fuchs は、農民戦争は地方的な共同体運動が

中心となった統一性のない個別運動の総和であって、それらは都市のツンフトを中心とした運動と平行な関係にあった中世的な闘争であった、として Franz の一部修正を求めている³⁶⁾。しかし全体としては、1964年に Waas が農民戦争の本質と性格を、一方に新興のラント国家とその権力の拡大を見、他方には数世紀にわたって個人としても農村共同体としても獲得してきたある程度安定した地位を守ろうとする農民を対置し、その対立が経済についても不可避となった、とした評価が通説化していたといえよう³⁷⁾。

Franz によって描かれた農民戦争像の改訂は、60年代末以降になって試みられるようになった。まず Buszello は、農民戦争の政治目的に焦点をあてて考察した。様々な政治綱領の内、農民戦争期の農村・都市で作成された共同体的性格を持つ綱領を基本綱領とし、それを土台とした領邦単位の、あるいは領邦の枠を超えて発展した綱領の検討から、それぞれの改革構想について大領邦では身分制議会や政府の改革構想、小邦分裂地方にはキリスト教同盟構想や帝国直属を求める綱領が認められるとする。彼の視点は、これら諸綱領と中世末期の国制的諸制度との関連に向けられ、ここから綱領の多彩な地域主義的性格が明らかにされ、農民戦争全体としては統一した政治目標を持っていたとすることに否定的な見解を示すのである³⁸⁾。

1975年に出された Blicke の研究をもって、新たな農民戦争像の提起が行われた³⁹⁾。この研究は大きな注目を集め、以後の議論はこれを巡って進められてきた。いわば「たたき台」となったと言って過言ではない。従ってまず彼の主張の主要な特徴を、従来の議論との関連で示し、具体的な論点については、その後の論議との関連で、後で紹介することにする。

まず、そのタイトル『1525年の革命』がすでに一つのプログラムである。Blicke は「農民戦争」の名称を避ける。彼は広範な非農民層を蜂起の不可欠な担い手として見るからである。そして蜂起者の名辞として当時の史料から引き出された「平民」の概念を用いる。さらに蜂起は全ての伝統的な秩序の克服を狙った「革命」であったととらえようとする。

農民戦争は福音を社会と支配の諸関係の基礎とする革命的な改造によって封建性の危機を克服しようとした。革命の担い手は農民（彼らは原則として蜂起の第一局面、要求・誓約の組織立ての主役であった）というより、平民（すなわち農民の他、領邦都市の都市民、帝国都市の統治権のない住民、鋤山夫）である。革命の社会的目標は1525年のスローガンに定式化されているキリスト教的な共同の福利・隣人愛であり、消極的には法と義務の身分制的秩序の解体である。そこから革命の政治的目標として小領邦の地域では社団同盟 korporativbündisch に制度化された国家、身分制国家構造の大領邦ではラントシャフト的な国制が導かれた。革命の結果は、宗教改革と両立しえなかったために失敗したとはいえ、(各地域で程度は異なっているが) 農民の経済的負担の軽減と政治的能力の法的確認・安定化・制度化は実現した。

Blicke は、Franz が強調した政治的な要因を否定してはいない。しかしそれは経済・社会的な要素に対置されるものとしてではなく、全ての生活領域を包含する「封建制の危機」の現れの一つとして見ており、むしろ経済・社会的な要素の意義を重視する。Franz が1525年の農民の要求は彼らの本当の経済状況を反映していないとして、15世紀後半以後は農民の安寧の時期と

主張したのに対して、Blickle はほとんどの農民が土地利用の危機、後退をこうむったと主張する。諸原因の中でも重要な評価がされているのは、経済状況の悪化、社会的な緊張の深化と領主の圧力の強化であり、この順に重要視されているのである。

具体的にはシュヴァーベンのような人口の密集した地域では、土地不足と貧困化の進行が社会的緊張の増加につながった。この経過は「12 箇条」に反映されている。土地利用の危機を克服するために土地領主によって用いられた方法のなかで主要なものであった体僕制は、君主の権利が領域を越えて行使される可能性が生まれるため、非常に有用な政治的手段でもあった。しかしそれは移動の自由の制限や保有権・相続権の喪失、結婚配偶者の選択等、広範な社会的影響を持ち、とりわけ大きな不満の対象であった。

これらから結論されることは、とくに農民のきわめて先鋭化した政治的な意識の形成である。それは説教師によって都市から農村に広められた「神の法」によって形と方向が与えられた。政治的な目標は、経済・社会的な要求の対極ではなく、隣人愛ないしは共同の福利（これはまず第一に経済・社会的領域で実現されるもの）に不可欠な要素として現れる。1525 年の革命は、中世の封建的な国家・社会・経済秩序の危機への対応としてドイツ史全体の分岐点を印付けるとされるのである。

以上のような Blickle の見解は、農民戦争を平民の革命としてドイツ史全体の中に積極的に位置づけようとする斬新な試みとして大きな関心を集め、活発な議論が展開されることとなった。以下では「農民戦争」についてのその後の議論と課題を、Blickle の見解を含めて、原因論、運動の理念・目的、結果の三つの側面から整理してみたい。

3. 原因について

Blickle は、上シュヴァーベンで作成された「12 箇条」が蜂起において広く採用されたことを根拠として、この地方の事例の分析を基にして蜂起の原因を考察した。まず彼が根拠とした先行の Sabean の研究について紹介しておこう。

この研究は、上シュヴァーベン南部に的を絞って農村社会の経済面に焦点をあてた分析である。彼が研究した地域については人口統計上のデータが欠けているため、だいたいコンスタンツ周辺からスイス地域のデータが北隣の上シュヴァーベンにも妥当するという推定と、年代記・その他の非計量的史料から、15 世紀末以降、この地方では人口圧を経験していたということを主張する。この状況において領主と農民は、農圃が細分化するのを避けるため、ほとんどの場合、農圃を末子相続によって維持するようにした。それによって最後の息子は、老年の両親を世話することに対する一種の報酬として農圃の賃貸契約を引き継いだ。結果は、土地を保有する農民と保有しない兄弟の間の著しい相違であった。そして保有しない者は、小地所を保有するのみの「小屋住み」と共に農業労働者として耕作する。土地を保有する農民エリートは、村生活の全ての面を支配した。このような人口増加と共に激化した農村社会内部の階層分化と、富農と貧農の対立から、農民戦争の基礎をなしている社会的対立や体僕制の社会的影響も明らかにし、農民戦争の一

因となったと主張する。たとえば上シュヴァーベンのオクセンハウゼンの修道院の臣民は、1525年に農業労働者の利害を反映して、土地を保有する農民に反対した要求条項を作った。農民戦争の目的は村落共同体の伝統的権限を保護することであったと主張する点では、Franz に従って自治拡大を求める富農層の共同体運動としてとらえるが、同時にこの運動は富農層の貧農層に対する既得権維持の目的を持つものでもあったと主張するのである⁴⁰⁾。

Blickle は前述のように、最大の要因は封建制の危機であり、領邦化の進展による収奪の強化であるとした。具体的には体僕制の強化、死亡税などの増税、森林・共有地の管理など司法・行政権の拡大等である。これに Sabean の成果を受けて人口増加による圧迫を挙げる。しかし Sabean の指摘する共同体内の階層分化については、オクセンハウゼンの修道院の事例は、唯一のものであるとする⁴¹⁾。階層分化は明確であると認めるものの、一般に 1525 年の蜂起においては、村内にはいかなる階級闘争も存在しなかった。そこには富裕な農民と貧しい農民、職人の間の団結があったとして、運動の展開においては等閑視しているのである。

農民戦争の原因については、蜂起が展開した地域のみならず、反抗がなかった領域についての研究によっても検討できるが、Stalnaker は、ドイツの農民にとって「封建的圧迫」の最も典型的な事例は、1525 年の事件がほとんど及ばなかったエルベ河以東の地域で見い出されると指摘した。そして彼は、蜂起の中心地シュヴァーベン、フランケン地方には北東ドイツとは全く反対の状況を見いだす。シュヴァーベン、フランケン地方での反乱は「二つの上昇しつつある階層」、すなわち領邦君主と「繁栄し自己を明確に主張する農民」との衝突であった。これは同時に、後者のグループが不満を抱えた多数の「土地を保有しないか、ほとんど保有していない貧しい人々」と土地領主との間で脅かされていた、ということの意味している⁴²⁾。

これに関して Scott は、たしかに君主に対して共有地を小地所に分割させるよう求める「小屋住み」農の要求は少数しか知られていない。多くの場合、彼らは自分の直接の利益のために共同体を侵害する事には反対すべきだと認識していた、と言う。また、農村の人口増加について、貧困化と結びつける考え方も問題とされる。実際に困窮化し搾取された農村では、中世イタリアの農民についての研究が示すように、出生率が低下する傾向がある。上シュヴァーベンの自然増加率の高さは、多分すぐ近くのブライスガウ地方などで小作地の借地人になることができたり、手工業等でのある程度の生計の機会が存在した徴候である、というのである⁴³⁾。

この農村社会の実態に関する議論には、Blickle が農村社会での収奪・抑圧の強化の手段としてだけでなく、領邦国家の発展という政治的側面からも重視した体僕制についての評価も、関連して議論されている。Blickle は、「12 箇条」等から農村の住民が支配者・領主に対して体僕制、狩猟・漁労権、森林・共有地の利用権、借財の負担、賦役に関する社会的・経済的不満を持っていたことを示すが、とりわけ体僕制を重視し、上シュヴァーベンの農民の要求リストの 90 パーセントが体僕制を攻撃していた、と明らかにした。

しかしこの主張に対しては問題点が指摘されている。Blickle ならびに Ulbrich の研究⁴⁴⁾は、南西ドイツの小領邦における調査に基づいている。したがって上シュヴァーベン、上ライン以外

の領域の農民の経済状態に関する研究の必要性があるが、Rapp と Endres による他の農民戦争を経験した領域での調査結果は、かなりの相違を明らかにし、Blickle, Ulbrich の議論の修正を求めるものとなっている。

Endres は、すでに 1973 年にフランケン地方の事例の研究において、Sabean の指摘に対する反論も含めて、この地方では体僕制も裁判領主制も進展しておらず、また人口圧も土地不足も認められない、とした⁴⁵⁾。このことはチューリングゲンとティロールについても指摘されている⁴⁶⁾。また Rapp も、エルザス地方でも人口圧は認められないこと、また比較的富裕なグループが存在し、階層分化が著しいこと、そして発展する市場経済を利用することができる裕福な農民と利用することができない貧農の間では、たとえば豊作・不作時の収入の安定度の違いによって、また貧農が賃金労働者として働かされる搾取によって、格差が拡大し、村内部の対立が起こったことを指摘する⁴⁷⁾。

さきにも一部紹介した Scott は⁴⁸⁾、Blickle が人口要因を重視し、逆に農村内の階層分化ならびにとくに農民戦争期における都市・農村の対立関係を軽視することを批判する。Scott は、農民戦争がドイツの中でも最も都市化された領域で起きた（そしてそこに限定される）という事実・パラドックスから、これは市場経済の発展とその農村社会への浸透による階層分化、ならびに都市・農村間の利害対立が農民戦争の原因であったと推論して、南西ドイツの都市・農村関係の事例から農民戦争と初期資本主義の関係を解明しようとするのである。都市・農村関係については、すでに東ドイツでも Blaschke⁴⁹⁾および Quetsch⁵⁰⁾によって、ザクセン・チューリングゲン地方の鉱山業、羊毛工業における都市・農村間の利害対立が示されていた。また我国においてもすでに多くの研究蓄積がある⁵¹⁾。

一方、Wunder は、農民の心性とその変化に着目して農民意識の形成と都市に対する意識を明らかにしようと試み⁵²⁾、また Schulze は、農家単位での分析を通じて経済状況の把握を試みた結果⁵³⁾、いずれも農民戦争を経済よりは政治的な対立であったとしている。

これとは別に Cohn は、農民戦争における反聖職者主義に関する研究において、それまでの経済史研究が等閑視してきた重要な領域に対する注意を喚起した。すなわち、彼は聖職者の持つ徴税権、裁判権に対する不満の強さを明らかにして、農民の不満の対象が領邦や封建領主よりもまず聖職者に向けられていたことの重要性を主張する。聖職者・聖界領主は、体僕制の強化と徴税において、世俗君主には利用できない武器を持っていた。それは教会裁判などの経済外強制と十分の一税である。これらは農民が大いに憤慨していた対象であった。そして農民戦争の主要舞台となった地域は、教会領・修道院領が広範に広がっていた地域でもあった、と指摘する⁵⁴⁾。このような聖職者・聖界領主に対する不満が宗教改革、農民戦争に及ぼした影響の大きさは、Goertz の研究も明らかにしている⁵⁵⁾。しかし個々の修道院や聖堂参事会、修道会、高位聖職者の経済の役割・影響についての研究はいまだ不十分であり、この側面からの検証は今後の課題である。

4. 運動の理念・目的について

宗教改革と農民戦争の関係については、先に見たように古くから議論されてきたところである。近年の研究でも、農民は宗教改革理念を誤解・逸脱していた、として両者を切り離そうとする見解が出されており、その代表的なものとしては、Moeller の見解がある。Moeller は、帝国都市のツンフト市民の運動が宗教改革運動の主役となったこと、改革指導者の活動や改革文書の流布にみられる都市の中心地機能などをもって、改革運動が都市を中心としたことを強調する。このことによって間接的に農村での改革理念を変容してしまったものと想定していると考えられる⁵⁶⁾。

農民の要求内容から、宗教改革理念が農民に受容された実態を解明しようとしたのは、Blickle である。彼は宗教改革のインパクトが 1524～6 年の革命を促進し、個々の地方蜂起を都市・農村の平民 (Gemeiner Mann) の革命に纏め挙げたとする。すなわち宗教改革の理念、キリスト者の自由の理念は、農民たちの仲間団体 Genossenschaft 意識を高め正当化し、その「神の法」、聖書主義は積極的な改革の規範を提供した。この農村共同体と改革理念の関連についての Blickle の議論は構造上、帝国都市における都市共同体についての Moeller の議論を農村に拡大したもので、その前提には小都市と農村の性格の類似性の認識がある。Moeller が、宗教改革は一時的に減退していた都市の共同体意識を再活性化させたとするように、Blickle にとって、農民戦争は農村の共同体意識を再活性化させる意義をもつものであった⁵⁷⁾。

Blickle の議論は、宗教改革理念の受容の実態についての議論にとどまらず、前述のように都市と農村の連携、参加者を都市・農村を中心とする「平民」の運動であった、とする点に特色がある。この点を巡っては、初期市民革命論の視点も関わって、都市と農村の関係、平民の運動という理解の妥当性に議論の焦点が当てられてきた。

この点に関して Rammstedt⁵⁸⁾、また同様に Schilling も⁵⁹⁾、1525 年に各地の都市で市内に動揺が見られたことを指摘し、都市と農村の運動の連動を指摘した。また Arnold もキッツィンゲン市の事例から都市内の運動を中世末以来の都市内闘争の頂点としつつも、農村との全面的な連携が見られたことを指摘する⁶⁰⁾。H. M. Maurer も、とくにヴェルテンベルクの事例の検討から、農民戦争は広範な住民大衆の支配権力に対する蜂起であったとしている⁶¹⁾。

これに対し、前述の Scott は、まず Franz 以来の「古き法」と「神の法」の峻別を批判し、両者は運動における目標としては区別され難いとする⁶²⁾。宗教改革のインパクトの理解についても、Blickle のそれは既存の共同体を正当化したとするのは機能的理解であって、宗教改革を促進要因として評価できても、あくまで一因とするものでしかない。さらに「12 箇条」はエルザス・ズントガウ・ヴェルテンベルクではオリジナルの形では主張されず、別形態のものが出された。またザルツブルク・ティロルではこれに類するものすら出ていないと批判する。「平民の革命」とする見方についても、「キリスト教同盟」は防衛的な性格のもので政治変革を目指したものではない。Waldshut では都市と農村の利害対立を克服できず、実際の同盟は利害の一致した一部の点でのみ成立した。同盟へは参加が強制されたのであり、自発的な参加は一部である。平

民として共同行動するには、領邦化と反聖職者主義だけでは不十分だった。したがって抵抗の内容と一致点の解明が重要な課題であると批判する。

都市と農村の関係に関する Endres⁶³⁾、Dirlmeier⁶⁴⁾、Sea⁶⁵⁾等の見解も Scott の議論に近い。これらが示すのは、この時期、都市は経済発展に伴う下層民の増大、農村工業との競合等の対立要因を抱えていたが、都市内部および都市・農村間の利害の複雑な対立から、実際には農民との共闘は限定された。都市の居住者では、市場向けの野菜や葡萄等の栽培を行う菜園人や運搬業者や仲介人など、生業の類似や日常的な関係（Czok は都市と農村の関係のポイントとして、テューリングゲン、ザクセン地方の都市における多くの貧困層の集まっている郊外区について、注目を集めた研究を行った⁶⁶⁾）、日雇い労働者や職人など（とくに織工の場合、出身や移住を通じて農村により密接な繋がりを持っていたと推定されている）地位や境遇の類似性をもつ下層都市民の場合にのみ共闘の条件が存在し、急進的な宗教改革思想の影響と相まって、両者の積極的な合流が見られる、としているのである。また Scott が指摘した、利害の一致した同盟、戦術上の同盟、さらには消極的支援など、都市と農村の連携の具体的な実態を解明すべきである、という指摘を考慮したものと位置づけられる Tode の研究が出ている⁶⁷⁾。

さらに関連する重要な問題としては、牧師として、あるいは農民のプログラムを聖書に根拠づけて正当化した指導者として活動した都市民の役割の評価がある。Blickle の「12 箇条」の重視に関連して、Brecht は「12 箇条」の作者は都市の宗教改革者であり、むしろルター主義の神学的な内容をもつものであるとして、それが農民の要求をどれくらい反映しているか疑問であるとした⁶⁸⁾。また Buszello はケンプテンやコンスタンツではすでにキリスト者同盟が結成された後に、「12 箇条」にもとづいた要求が出されたとする⁶⁹⁾。これに対し Blickle は、「12 箇条」の成立が南ドイツにおいてツヴィングリ派の影響下で成立したことを強調している⁷⁰⁾。

Blickle の「平民」概念についても論議の的となっており、Lutz は、Gemeiner Mann という言葉の当時の用語例の分析から修正を求める。彼が明らかにしたのは、この言葉は南北の地域によって範囲の差は認められるが、基本的に共同体の構成員を指し、農村や都市の下層民を含むものではなかった、ということである。そこから「Gemeiner Mann の革命」とは、共同体の構成員たりえた者を中心とした身分制的な制約を持つ運動であったと指摘している⁷¹⁾。

その後 Blickle とそのグループは、さらに農民戦争と宗教改革の関連性を強調し「農民的宗教改革」という捉え方を提唱している⁷²⁾。宗教改革理念が農村へ波及すると、農民は「神の法」（聖書）を社会改革の基準・生活の規範とする聖書主義を主張した。ツヴィングリ主義のもっていた共同体原理の影響のもと、キリスト教的隣人愛の主張によって共同の福利 gemeiner Nutz が神学的に正当化され、ここにおいて「神の法」の実現という形で教会改革と社会改革は統一され、都市と農村を連ねる「共同体宗教改革 Gemeindereformation」が展開された、とするのである。

Conrad は、この Blickle の見解をエルザス地方の事例を基に、より具体的に検証しようとした。その結果として、宗教改革理念が農民に共同体原理を中心に受容されたとする Blickle の見

解が基本的に検証されているが、同時に農民は神の法をより現世的な利害に基づいて要求していることが指摘されており、注目される⁷³⁾。また Bierbrauer は、宗教改革運動の中心となった都市とは別個に展開された、農村での説教者の活動と改革理念の普及を論じ、宗教改革を都市的現象として農村の運動を周縁に位置づける見方を批判している⁷⁴⁾。これらの研究は、南ドイツでのツヴィングリ主義の役割の重要性を具体的に論証している。

さらにこの問題は、農民戦争を正当化したイデオロギーの「ブルジョワ的性格」の評価の問題と関わっても議論されてきた。ミュンツァーら急進派が広範な一般民衆の運動を結集することに成功したことは農民戦争が「初期市民革命」という性格を持っていた事を示す、という主張を念頭に置いて、Bischoff は、反教権主義と福音派説教師の活動を明らかにして、急進派ではなく、宗教改革運動そのものに農民戦争の主要な関連を見いだそうとする⁷⁵⁾。また Obermann も、農民運動の宗教的性格を強調して両者の関連を指摘すると共に、政治的・社会的運動の強調を批判した⁷⁶⁾。これに対し旧東ドイツではパンフレット文書の史料公刊を通じて、宗教改革説教等の具体的な内容、とくにその社会変革のメッセージを具体的に明らかにしようとした⁷⁷⁾。

他方、Schubert は、改革理念の伝播にあたっては印刷物よりも、口承や視覚による手段が重要であったことを主張する⁷⁸⁾。Blickle グループの議論を検証する点でも重要である、この農村への改革理念の伝播については、研究はいまだ多くはない。まず旧東ドイツで始められたパンフレット文書の史料公刊が、絵入り資料も含めて順次公刊されている状況にある。これらの視覚的な手段の改革メッセージの意義と分析については、改革理念の普及一般を扱ったものとして Scribner 以後の研究がある⁷⁹⁾。基礎的なデータとして、各地域ごとに説教者の記録を整理しているものとしては、Maurer の研究があげられる⁸⁰⁾。

他に、宗教改革前の農村民衆の信仰の検討も行われており、たとえば一般民衆の預言者に対する態度とルターへの態度の関連や、反抗の宗教的な正当化が宗教改革に始まらなかったということ、中世後期のブントシュー—揆における宗教の象徴性の役割から示す研究が出されている⁸¹⁾。この他、農民文化に関する民俗学的な手法を用いた研究としては、Strobach 編の論文集に農民戦争における太鼓、笛、および鐘の重要性を指摘した研究がある⁸²⁾。

農民の蜂起の組織化については、Bücking⁸³⁾、Bierbrauer⁸⁴⁾が、話しあわれた時と場所、会合や集会の実態、指導者の選出方法、要求のとりまとめ、準備などについて事例を検討しているが、これらはさらに他の事例からも検証される必要があるだろう。農民の軍隊組織については Bensing と Hoyer による考察がある⁸⁵⁾。また支配者側の対抗措置や戦術については Greiner⁸⁶⁾、Sea⁸⁷⁾の論考があるが、この点も今後さらに検討されるべき課題である。

農民戦争の目的については、帝国改造計画という視点からの評価が早くから議論されていたことは、前節で記した⁸⁸⁾。実際、農民戦争は、当初より帝国の構造に対応関係を持っていたとみることができる。近年 Brady は、中世後期の帝国の実質的な重心は帝国議会の開催や、ほとんどの帝国都市と帝国統治制度・機構のあったマイン川以南にあったと指摘した⁸⁹⁾。北ドイツの選帝侯・領邦君主は、帝国活動に距離を置くようになり、すでにかなり整備した領邦国家を持ってい

た。1525年の運動は、マイン河の線を越えてテューリングゲン・ザクセンにまで広がったが、しかし本質的に南ドイツの現象であった。これが波及しなかった南ドイツの唯一の地域は、(北ドイツのような領邦国家となっていた)バイエルンであった。従って帝国理念との関連を新たな視角から再考することも考えられる。

運動の政治的目的としては、全体として三つのレベルが認められてきた。個々の村での自治に対する願望、領邦レベルでの都市を含めた自治権をもつ共同体による要求、そして最も急進的なものとして皇帝以外の全ての支配者の廃止である。これら三つのレベルがどのように反抗と関連しているかについては、見解が分かれている。

すでに触れたように、初期市民革命論の立場からは、当初、民族統一が課題であったとする見解から、ヴァイガントの帝国改造計画やミュンツァー、ガイスマイアらの改革プランが目目された。一方、FranzやAngermeier、Lütgeらは農民の運動に共同体を基礎とした帝国改革の計画を見いだそうとした。これに対し、Buszello(1969, 1975)は、旧東ドイツを中心とした、蜂起者は統合された国民国家、中央集権国家の建設という目的をもっていったという解釈を拒絶した。彼は、こうした内容を持つ唯一のプログラムは、孤立した人物(ヴァイガント)の構想であったこと、そしてそれは他のいかなる農民指導者にも実際に反映されることはなかった、と主張する⁹⁰⁾。またSabeanやEndresも同様の見解に立っている。

Blickleは運動の政治目的として、二つの命題を提出した。第一に農民は、Franzが述べるような、単に領邦君主の要求に保守的に反応しただけなのではない。むしろそれらは領邦のレベルで共同体的な政体(ラントシャフトLandschaften)を発展させることによって政治的権利を改善することに努めた。第二に中世後期の反乱は、それらが起こった領域の社会構造の特徴を反映した。まず広範な蜂起が起こった地域は共同体が発展した地域と地理的に一致している。そしてその中でも小領邦と比較的大きな領邦の間で相違が認められる。前者では土地領主でもあった領邦の支配者に対する反抗が行われた。後者の場合には、反抗はそれら土地領主の上の領邦君主に訴える傾向があった。Blickleは、これらの相違は、それぞれの領邦の支配者が中世後期の農業問題の危機に対処した方法と関連があると推定できると主張する。そして農民の改革実現の方向としては、官僚制を通じて領邦国家化を目指していた比較的大きな領邦では、農民はラントシャフトを組織し、それに基づく国制改革を要求した。ケンプテン、バルトリングゲンなど土地領主、体僕領主が家産的な支配を拡大しようとしていた小領邦では、領邦の枠を越えた「キリスト教同盟」が生まれ、スイスをモデルとする誓約同盟による国家像が求められた、とする⁹¹⁾。

しかし以上のようなBlickleの農民戦争の目的の把握は、そのラントシャフト理解について、とくに農民戦争以後は統治手段としての性格があったことを軽視している、また農民のいかなる政治的自覚の高まりも改革目標も、単に自治権を掌握し官職を保有する村内部のエリートだけの問題であったという指摘がある⁹²⁾。村役人が富裕な農民で占められていたことはすでに調査結果が示している⁹³⁾。そして農民戦争の指導者も村役人や富農が中心となっていたことも明らかにされてきた⁹⁴⁾。原因論における農村内の階層分化の評価と併せて、これらの問題はいつその研究

を必要としているといえるだろう。

5. 農民戦争の結果と影響の評価について

農民戦争の結果に関しては、処罰と補償といった短期的な結果の問題と、政治的影響のような、或いは経済的、社会的、人口統計学的な影響といった長期的な結果という問題が考えられる。これらの問題の多くについては、分析は未だ着手されたばかりとあって良いであろう。それは蜂起が敗北したことから、その結果については、立場を越えて悲観的な見解で一致していたため、十分に考察されることがなかったからである⁹⁵⁾。

封建制度から資本主義への移行にその重要性を位置づけた「初期市民革命」論との関係で、農民戦争の歴史的意義について多くの議論が行われてきたが、西側ではフランス革命に至る農民反抗の比較研究が同様の関心を共有したと思われ⁹⁶⁾、いずれも近代初期の国家の発展・絶対主義と農民反抗を関係付けようとした点で共通している。しかしそのような従来の評価は、最近の研究によって大きく変わってきている。

短期的な結果については、講和と補償の影響に関して、罰金と補償が徴収された実態、人口減少、農村経済・社会への影響、心理的影響の評価が試みられているが、全体としては農民戦争の影響が考えられていたほどではないことを示している⁹⁷⁾。

比較して長期的な影響、あるいは農民戦争の歴史的意義に関する議論としては、まず Lau が農民戦争が宗教改革の終わりを意味したかどうか、という視点から、1525年以後の北部ドイツの都市における一般民衆のルター主義の運動の多くの事例をあげ、農民戦争後も都市の一般民衆の運動と1520年代後半以後の急進的福音の要求が存在したと主張し、「初期市民革命」論の修正を求めた⁹⁸⁾。

さらに農民戦争の結果について大きく評価の変更を求めたのは、Blickleである。彼は、農民が領邦のレベルで重要な政治的成果を得たということを示した。君主との協約、領邦の国制、領邦議会といったレベルで、一般民衆はラントシャフトの一員としてそれ以後政治的影響力を及ぼすにいたった。1525年に農民によって大規模に要求された領邦の議会への参加は、運動が始められた上シュヴァーベンと近隣の領邦、ケンプテンなどいくつかの場所において成し遂げられた。さらにバーデン、サルツブルク、ティロルのような領邦では、1525年以後領邦議会が農民の政治的抵抗のための舞台となった。彼は、絶対主義の時代は1526年から始まりはしなかった、とするのである⁹⁹⁾。

その後Voglerは、1526年のシュパイアー帝国議会において、農民の不平に対するかなりの同情があったことを示した¹⁰⁰⁾。一方、Bierbrauerは、1336年から1789年までの農民一揆を挙げて、これらの一揆の半分以上は農民戦争以後に起こっており、農民戦争によって農民たちが屈従的な状況に甘んじていたのではないことを指摘し¹⁰¹⁾、またSchulzeも、1525年以後の農民抵抗を調べて、これをさらに多様な農民の抵抗活動・政治活動から裏付けている¹⁰²⁾。

農民戦争の長期的な影響という点を農民の抵抗の側面から検討する場合には、蜂起と再洗礼派

運動との関連の有無という問題が関わってくる。再洗礼派に関する研究についてはここでは詳述できないが、スイス再洗礼派の研究がとくに注目される。ツヴィングリとスイス初期再洗礼派の関係、後者の基盤となった農村との関係、そこから聖画像や成人洗礼といった教会問題に加えて農奴制や十分の一税といった問題がつけ加えられ、統治者との軋轢から戦闘的・共同体的性格が先鋭化したことが明らかにされ、さらに農民戦争との関連が指摘されてきている¹⁰³⁾。統治者・神学指導者によって宗教改革の実施が行われるにあたって、新たな農民運動に対する配慮がどの程度働いていたか、これに再洗礼派問題はどのような位置を占めていたか、ルター派・カトリック派双方の政策がさらに検討される必要がある。

むすびにかえて

以上、農民戦争に関する議論を原因と、理念・目的、結果の三つの側面から整理してみたが、農民戦争で働いた要因として疑いの余地なく重要であると考えられるのは、農民の共同体であろう。この点は、他では多くの相違があるにもかかわらず、Franz, Blicke, Sabean, Scott を含め多くの農民戦争の研究者の間でコンセンサスとなっているとあってよい。

ただし Blicke 等の議論については、共同体を理想化しているという批判がなされており、今後の課題もまずここにあると考える。第一に Scribner や Brady が同時代の都市の状況について指摘したように、共同体理念は、実態を反映するのではなく、共同体の防衛・維持の機能を与えられていたにすぎない、という可能性がある。実態としては、Sabean, Endres, Rapp らの研究の示すように、農村内では階層分化が進行し、村内の連帯性は形骸化していたと考えられる。したがって村内で有力者が行使した社会的コントロールが問題となる。たとえば「12 箇条」の条項には、聖職者の村共同体の任免と扶養、十分の一税、森林、河川、共有地の利用など村共同体の強化を意図しているものがあつた。共同体の意志決定の実態から推測すれば、そこに「小屋住み」や土地を保有しない貧農に対して、保有している農民の権限を強くする意図を推定することは可能であろう。それ故、課題として指摘できるのは、Sabean らの指摘、すなわち農民の領主に対する明白な要求・抵抗の背後に村内の階級闘争のプログラムが存在したかどうか、という点である。

従来 of 農民戦争研究の調査は、前述の Blicke の見解が示すように、1525 年の南ドイツの村落では共同体内の団結が広がっており、ほとんど、あるいは全く階級闘争は存在しなかったとしてきた。Scott も、農民戦争でのイデオロギーの役割について従来の解釈に対して批判を行うにもかかわらず、「領邦君主や土地領主への敵対が、農民共同体内の緊張を一時的に無効にしたようである」と述べている。しかしこれまでのところ農民の要求とプログラムの分析は、農民の目的や戦術の問題という視点から検討されてきたと言って良い。したがって、この農村内の階層分化が農民戦争にどのように影響していたかという問題については、最近、前間氏が明らかにされた事例からみても¹⁰⁴⁾、考察する価値があると考えるのである。

次に共同体の問題に関して、さらに検討の余地があると考えられるのは、長期的に見た場合の共同

体の変化である。とくに Blickle とそのグループを中心として、ラントシャフトを構成し、国家的機能を持つことを目指したとされる共同体の展開については研究されてきたが、しかしその共同体が単位とする家（家長によって代表される。この点で Blickle は名望家支配の側面を軽視しているという批判はすでになされている。）自体の実態と変化については検討の対象とされていない。Sabean の研究については批判もあるが、その成果が示したのは単に階層分化という事実だけでなく、相続問題という家の解体の危機でもあった。これは土地保有を通じて領主も関係して、共同体のあり方に大きく影響したと考えられる。そして共同体の実態を長期的に展望した場合、そこには領邦国家の法整備や宗教改革・対抗宗教改革による宗派統一化の影響も関連してくると推測できる。さらにこの変化には都市・農村関係を中心とする経済活動の変化が大きく関わってくる。農民戦争を経験した地域のみならず、共同体の変化についてこれらの側面から検討していく必要があるだろう。

注

- 1) F. Kopitzsch/R. Wohlfeil, Neue Forschungen zur Geschichte des deutschen Bauernkrieges. in, H. U. Wehler (Hrsg.) *Der deutsche Bauernkrieg 1524-26*. 1975, J. H. Volz/S. Brather, Der deutsche Bauer im Klassenkampf 1470-1648. in, Heitz/Laube/Steinmetz/Vogler (Hrsg.) *Der Bauer im Klassenkampf*. 1975, D. Sabean, Der Bauernkrieg — ein Literaturbericht für das Jahr 1975. in *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie*, 24, 1976, T. Scott, The Peasants' War: A Historiographical Review 1, 2, in, *The Historical Journal* 22-2, 3, 1979, F. Winterhager, *Bauernkriegsforschung*. 1981, R. Scribner, The German Peasants' War. in, S. Ozment (ed.) *Reformation Europe*. 1982, H. Buszello, Deutungsmuster des Bauernkriegs in historischer Perspektive. in, Buszello/Blickle/Endres (Hrsg.) *Der deutsche Bauernkrieg*. 1984, P. J. Schuler, Ungehorsam-Wiederstand-Revolution. in, *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, 132, 1984, 八段麒一郎「独逸農民戦争研究史解説」歴史学研究 84 号, 1940, 中村賢二郎「ドイツ農民戦争原因考」『西洋史学』10 号, 1951, 諸田実「ドイツ農民戦争研究における最近の動向」『社会経済史学』19 卷, 寺尾誠「ドイツ農民戦争の歴史的評価」『社会経済史学』23 卷, 青山孝「ドイツ農民戦争研究の現状と課題」『三田学会雑誌』75 卷, 1982, 前間良爾「ドイツ農民戦争」『中世史講座』7 卷, 学生社, 1985.
- 2) 本節については F. Winterhager, *op. cit.*, H. Buszello, Deutungsmuster, H. Kirchner, Der deutsche Bauernkrieg im Urteil der frühen reformatorischen Geschichtsschreibung. in, H. A. Obermann (Hrsg.) *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, 85, 1974 によるところが大きい。
- 3) T. Zweifel, Chronik. in, F. L. Baumann, *Quellen zur Geschichte des Bauernkriegs aus Rothenburg ob der Tauber*. 1878.
- 4) H. Kirchner, *op. cit.*
- 5) 「12 箇条」序文, ここでは『宗教改革著作集』7 卷, 教文館, 1985 年, 所収の前間良爾訳による。
- 6) J. Keßler, *Sabbata*. Hrsg. v. Egli/Schoch, 1902.
- 7) G. F. Sartorius, *Versuch einer Geschichte des deutschen Bauernkriegs*. 1795, 筆者未見。Winterhager, *op. cit.*, S. 13f., Buszello, Deutungsmuster, S. 13.
- 8) K. v. Rotteck, *Allgemeine Geschichte vom Anfang der historischen Kenntnis bis auf unsere Zeiten*. Bd. 7, 1833, 筆者未見。Winterhager, *op. cit.*, S. 13, Buszello, Deutungsmuster, S. 13f.

- 9) F. F. Oechsle, *Beiträge zur Geschichte des Bauernkriegs in den Schwäbisch-fränkischen Grenzlanden*. 1830, Titelaufgabe, *Geschichte des Bauernkrieges in den schwäbisch-fränkischen Grenzlanden*. 1844, Buszello, Deutungsmuster, S. 14.
- 10) W. Zimmermann, *Allgemeine Geschichte des grossen Bauernkriegs*, 3Bde. 1841-3, Titelaufgabe, *Der grosse deutsche Bauernkrieg, Volksausgabe*. 1953, Winterhager, *op. cit.*, S. 21-41, Buszello, Deutungsmuster, S. 15.
- 11) J. G. A. Wirth, *Die Geschichte des deutschen Bauernkriegs*. 1843, 筆者未見。Buszello, Deutungsmuster, S. 17.
- 12) L. v. Ranke, *Deutsche Geschichte im Zeitalter der Reformation*. Bd. 2, 1839, Engl. Trns., *History of the Reformation in Germany*,. 1905, 渡辺茂訳「宗教改革時代のドイツ史」『世界の名著 47, ランケ』所収, 中央公論社, 1974.
- 13) F. Engels, *Der deutsche Bauernkrieg*, erstmals in 1850. 『ドイツ農民戦争』大内力訳, 岩波文庫, 1950, 伊藤新一訳, 大月書店国民文庫, 1953。
- 14) J. E. Joerg, *Deutschland in der Revolutionsperiode von 1522 bis 1526*. 1851, 筆者未見。Winterhager, *op. cit.*, S. 20f.
- 15) J. Janssen, *Geschichte des deutschen Volkes seit dem Ausgang des Mittelalters*. 1879. Winterhager, *op. cit.*, S. 20, 76ff.
- 16) K. Lamprecht, *Deutsche Geschichte*. Bd. 5, 1904. Winterhager, *op. cit.*, S. 87.
- 17) W. Stolze, *Der deutsche Bauernkrieg*. 1907, *id.*, Zur Vorgeschichte des Bauernkrieges. in, *Schmollers Staats- und Sozialwissenschaftliche Forschungen*, 18, 1900.
- 18) G. Franz, *Der deutsche Bauernkrieg*. 1933, 12. Aufl., 1984, 『ドイツ農民戦争』寺尾誠・中村賢二郎・前間良爾・田中真造訳, 未来社, 1989。初版におけるナチズムとの関係については, 諸田, 前掲論文など参照。
- 19) 1972年までの主要文献目録として, Volz/Brather, *op. cit.*, 研究動向として M. Steinmetz, *Reformation und Bauernkrieg*. in, *Die frühbürgerliche Revolution in Deutschland*. Hrsg. v. M. Steinmetz, 1985, Winterhager, *op. cit.*, S. 125ff., R. Wohlfeil, *Position der Forschung*. in, *Revolte und Revolution in Europa*. 1975, Kopitsch/Wohlfeil, *op. cit.*, 他に寺尾誠「東独における宗教改革と農民戦争の研究の現状」『三田学会雑誌』55巻, 1962, 勝部裕「ドイツ民主共和国における人民闘争史研究」林編『階級闘争の歴史と理論』青木書店, 1980。
- 20) M. M. Smirlin, *Die Volksreformation des Thomas Müntzer und der grosse Bauernkrieg*. 1947. 筆者未見。
- 21) M. Steinmetz, *Die frühbürgerliche Revolution in Deutschland (1476-1525)*. erstmals in 1960. in, *Die frühbürgerliche Revolution in Deutschland* (Hrsg. M. Steinmetz). 1985.
- 22) 代表的な西側からの批判として, R. Wohlfeil (Hrsg.) *Der Bauernkrieg 1524-26*, 1975. 所収の Wohlfeil, Th. Nipperdy, F. Kopitsch らの論文を参照。また田中真造「初期市民革命としての宗教改革とドイツ農民戦争」『思想』591号, 1973を参照。
- 23) B. Töpfer, *Zur Frage nach dem Beginn der Neuzeit*. in, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 16, 1968. この他, スミールンのブルジョワ把握に批判を行い, 農民戦争を資本主義成立期の農民一揆の一環と捉える O. Tschakowskaja, 農民戦争だけでなく, フス戦争も同じ段階にあるとする Werner, 農民戦争を封建制の打倒ではなく, その枠内での資本主義的生産様式の発展を目指したものとする Müller-Mertens などの見解があった。これらについては Winterhager, *op. cit.*, S. 125ff., R. Wohlfeil, *Position der Forschung*, Kopitsch/Wohlfeil, *op. cit.*
- 24) G. Zschäbitz, *Über den Charakter und die historischen Aufgaben von Reformation und*

ドイツ農民戦争研究の視点と課題

- Bauernkrieg. in, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 12, 1964.
- 25) D. Lösche, Probleme der frühbürgerlichen Revolution in Deutschland. (erstmalig in 1967) in, *Die frühbürgerliche Revolution in Deutschland*. S. 149.
- 26) G. Vogler, Revolutionäre Bewegung und frühbürgerliche Revolution. (erstmalig in 1974) in, *Die frühbürgerliche Revolution in Deutschland*. bes., S. 207f.
- 27) *Illustrierte Geschichte der deutschen frühbürgerlichen Revolution*. Hrsg. v. Laube/Steinmetz/Vogler, 1974.
- 28) ベンジング, 田中真造訳『トーマス・ミュンツァー』未来社, 1970, 西側を含めてミュンツァー研究の動向・文献資料については同氏『トーマス・ミュンツァー』ミネルヴァ書房, 1983, およびゲルツ, 田中真造, 藤井潤訳『トーマス・ミュンツァー』教文館, 1995 所収の同氏の解説を参照。
- 29) J. Macek, *Der Tiroler Bauernkrieg und Michael Gaismair*. 1965, 筆者未見。S. Hoyer, Die Tiroler Landesordnung des Michael Gaismair. in, *Die Bauernkrieg und Michael Gaismair*. Hrsg. v. F. Dörrer, 1982.
- 30) 寺尾誠「ドイツ農民戦争における再洗礼派の位置について」『社会経済史学』27 巻も参照。宗教改革急進派については詳述できないが, さしあたり『宗教改革急進派』ヨルダン社, 1972, 倉塚平『異端と殉教』筑摩書房, 1972, 中村賢二郎『宗教改革と国家』ミネルヴァ書房, 1976, 『宗教改革著作集』8 巻, 1992 参照。
- 31) 代表的なものとして G. Heitz/G. Vogler, Agrarfrage und bürgerliche Revolutionen beim Übergang vom Feudalismus zum Kapitalismus. in, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 28, 1980.
- 32) さしあたり M. Steinmetz, Reformation und Bauernkrieg. 参照。
- 33) とくに *Der arme Mann 1525*. Hrsg. v. H. Strobach, 1975 所収の諸論攷参照。
- 34) F. Lütge, *Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*. 1952.
- 35) H. Angermeier, Die Vorstellung des gemeinen Mannes von Staat und Reich in deutschen Bauernkrieg. in, *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 53, 1966.
- 36) W. Fuchs, Der Bauernkrieg. in, *Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte*, Bd. 8, 1955.
- 37) A. Waas, *Die Bauern im Kampf um Gerechtigkeit, 1300-1525*, 1964.
- 38) H. Buszello, *Der deutsche Bauernkrieg von 1525 als politische Bewegung*. 1969.
- 39) P. Blickle, *Die Revolution von 1525*. 1975.
- 40) D. Sabeian, *Landbesitz und Gesellschaft am Vorabend des Bauernkriegs*. 1972.
- 41) この史料についても Cohn の書評において解釈の問題が指摘されている。*English Historical Review*, 1977.
- 42) J. C. Stalnaker, Auf dem Weg zu einer sozialgeschichtlichen Interpretation des deutschen Bauernkrieges 1525-1526. in, Wehler, *op. cit.*, これを補完するものとして G. Vogler, Ein Vorspiel des deutschen Bauernkrieges im Nürnberger Landgebiet 1524, in, Heitz, *op. cit.*, H. Rankl, Gesellschaftlicher Ort und strafrichterliche Behandlung von Rumor..., in Bayern um 1525. in, *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte* 38, 1975. 参照。
- 43) Scott, The Peasants' War: A Historiographical Review 1, 2, *id.*, *Freiburg and the Breisgau*. 1986, 拙評『史林』71 巻, 1988。
- 44) C. Ulbrich, *Leibeigenschaft am Oberrhein im Spätmittelalter*. 1979.
- 45) R. Endres, Der Bauernkrieg im Franken. in, *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, 109, 1973.
- 46) V. Press, Der deutsche Bauernkrieg als Systemkrise. in, *Giessener Universitätsblätter*, 11, 1978, Scott, The Peasants' War: A Historiographical Review 1.

- 47) F. Rapp, Die Soziale und Wirtschaftliche Vorgeschichte des Bauernkriegs im Elsass. in, *Bauernkriegs-Studien*. Hrsg. v. B. Moeller, 1975. 体僕制については、浅野啓子「16世紀西南ドイツの裁判領主制」『社会経済史学』45巻, 1979, 同氏「ドイツ農民戦争期のライプアイゲンシャフト」早稲田大学『文学研究科紀要』1982, 青山孝「ライプアイゲンシャフトツローデルにあらわれた農民の要求について」『三田学会雑誌』1984, 三成美保「14-16世紀の西南ドイツにおけるライプアイゲンシャフト」『阪大法学』135, 1985, 同氏「15-16世紀ドイツ=スイス地域における死亡税」『阪大法学』143, 1987を参照のこと。
- 48) T. Scott, Reform and Peasants' War in Waldshut and Envilons, in, *Archiv für Reformationsgeschichte*, 69, 1978, 70, 1979, *id.*, *Freiburg and the Breisgau*.
- 49) K. H. Blaschke, *Sachsen im Zeitalter der Reformation*. 1967, 寺尾誠訳『ルター時代のザクセン』ヨルダン社, 1981。
- 50) R. Quetsch, *Der Kampf der Bauern um Triftgerechtigkeit in Thüringen und Sachsen*. 1975. 筆者未見。
- 51) さしあたり前間良爾「15・6世紀ドイツにおける鉱山労働者の蜂起とその再編成」『西洋史学論集』5, 前間良爾「ドイツ農民戦争期における共有地問題」『西洋史学論集』7, 寺尾誠「ドイツ農民戦争の歴史的意義」『三田学会雑誌』1957, 川久保公夫『ドイツ初期資本主義の経済構造』法律文化社, 1961, 北村次一『初期資本主義の経済構造』ミネルヴァ書房, 1961, 諸田実『ドイツ初期資本主義研究』有斐閣, 1967, 大島隆雄「農民戦争期のミュールハウゼン領邦」『歴史学研究』375/6, 1971, 瀬原義生『ドイツ中世農民史』未来社, 1988, 参照。
- 52) H. Wunder, Zur Mentalität aufständischer Bauern. in, Wehler, *op. cit.*
- 53) W. Schlitze, *Bauerliche Widerstand und feudale Herrschaft in der Neuzeit*. 1980.
- 54) H. Cohn, Anticlericalism in the German Peasants' War 1525. in, *Past and Present*, 83, 1979.
- 55) H. J. Goertz, Aufstand gegen den Priester. in, *Bauer, Reich und Reformation, id.*, *Pfaffenhaß und groß Geschrei*. 1987.
- 56) B. Moeller, *Reichsstadt und Reformation*. 1962, Neubearbeitung, 1987, 森田安一, 棟居洋, 石引正志訳『帝国都市と宗教改革』教文館, 1990. *id.*, *Die Reformation und das Mittelalter*. 1991所収の諸論文参照。
- 57) Blickle, *Die Revolution von 1525, id.*, *Deutsche Untertanen*. 1981, 服部良久訳『ドイツの臣民』ミネルヴァ書房, 1990, *id.*, *Die Reformation im Reich*. 1982, 2. Auf., 1991, 田中真造, 増本浩子訳『ドイツの宗教改革』教文館, 1991, *id.*, *Gemeindereformation*. 1985, *id.*, *Studien zur geschichtlichen Bedeutung des deutschen Bauernstandes*. 1989.
- 58) O. Rammstedt, Stadtunruhen 1525. in, Wehler, *op. cit.*
- 59) H. Schilling, Aufstandsbewegungen in der Stadtbürgerlichen Gesellschaft. in, Wehler, *op. cit.*
- 60) K. Arnold, Spätmittelalterliche Sozialstruktur, Bürgeropposition und Bauernkrieg in der Stadt Kitzingen, in, *Jahrbuch für fränkische Landesgeschichte*, 36, 1976.
- 61) H. M. Maurer, Der Bauernkrieg als Massenerhebung. in, *Bausteine zur geschichtliche Landeskunde von Baden-Württemberg*. 1979.
- 62) 「神の法」思想の問題については、野々瀬浩司「ドイツ農民戦争における神の法思想について——学説史の整理」『史学（慶応大）』61巻, 1992, 瀬原義生「ドイツ農民戦争における神の正義思想の歴史的系譜」『立命館史学』1号, 1980参照。また岩野英夫「神の法のための闘争」『同志社法学』30巻, 1978。
- 63) R. Endres, Ursachen. in, *Der deutsche Bauernkrieg*. Hrsg. v. Buszello/Blickle/Endres. 1984.
- 64) U. Dirlmeier, Stadt und Bürgertum. in, *Der deutsche Bauernkrieg*. Hrsg. v. Buszello/Blickle/Endres. 1984.

- 65) Th. F. Sea, Imperial Cities and the Peasants' War in Germany. in, *Central European History*, 12, 1979.
- 66) K. Czok, Zur sozialökonomischen Struktur und politischen Rolle der Vorstädte in Sachsen und Thüringen im Zeitalter der deutschen frühbürgerlichen Revolution. (erstmalig in 1975) in, *Der deutsche Bauernkrieg von 1525*. Hrsg. v. P. Blickle, 1985.
- 67) S. Tode, *Stadt im Bauernkrieg 1525*. 1994.
- 68) M. Brecht, Der theologische Hintergrund der Zwölf Artikel. in, *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, 85, 1974.
- 69) H. Buszello, Die Staatsvorstellung des gemeinen Mannes im deutschen Bauernkrieg. in, *Revolute und Revolution in Europa*.
- 70) P. Blickle, Nochmals zur Entstehung der Zwölf Artikel im Bauernkrieg. in, *Bauer, Reich und Reformation*. Hrsg. v. P. Blickle, 1982, *id.*, Die Zwölf Artikel der Schwarzwälder Bauern von 1525. in, *Reformation und Revolution*. Hrsg. v. Postel/Kopitsch, 1989. なお、十二箇条の成立をめぐる問題については、その後も G. Seebass をはじめとして活発に行われている。これについては魚住昌良「所謂 12 箇条の成立事情をめぐる」『亜細亜大学諸学紀要』10、野々瀬浩司「ドイツ農民戦争における神の法思想と 12 箇条について」『史学（慶応大）』61 巻、1992、前間良爾「ドイツ農民戦争における 12 箇条の成立」『佐賀大学教養部紀要』26 巻、1994 を参照のこと。また視点は異なるが、島田勇「上シュヴァーベン農民戦争」『西洋史学』130。
- 71) R. Lutz, *Wer war der Gemeine Mann?*, 1979. この他、Blickle の「革命」概念に対しても批判されている。さしあたり A. Laube, Bemerkungen zur These von der Revolution des gemeinen Mannes. in, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 1978. F. Kopitsch/R. Wohlfeil, *op. cit.*, S. 335f.
- 72) P. Blickle, *Gemeindereformation*. 1985, *Zugängliche zur bäuerlichen Reformation*. Hrsg. v. Blickle, 1987, *Bäuerliche Frömmigkeit und kommunale Reformation*. Redaktion v. H. v. Rütte, 1988, *Kommunalisierung und Christianisierung*. (*Zeitschrift für Historische Forschung*, Beiheft 9) Hrsg. v. Blickle, 1989, P. Bierbrauer, *Die unterdrückte Reformation*. 1993.
- 73) F. Conrad, *Reformation in der bäuerlichen Gesellschaft*. 1984.
- 74) P. Bierbrauer, Die Prediger-Reformation im Dorf. in, *Bäuerliche Frömmigkeit und kommunale Reformation*.
- 75) G. Bischoff, L'insurrection paysanne de 1525 et la principauté de Murbach. in, *Annuaire de la société d'histoire des régions de Thann-Guebwiller*, 1970/72.
- 76) H. Obermann, Tumultus Rusticorum. in, *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, 85, 1974.
- 77) *Flugschriften der Bauernkriegszeit*. 1978, *Flugschriften der frühen Reformationsbewegung, 1518-1524*. 2Bde., 1983.
- 78) E. Schubert, "bauerngeschrey"; zum Problem der öffentlichen Meinung im spätmittelalteren Franken. in, *Jahrbuch für fränkische Landesforschung*, 24/25, 1975, 筆者未見。Scribner, *The German Peasants' War*, p. 115.
- 79) R. Scribner, *For the Sake of Simple Folk*. 1981, このほか文献案内を含めて森田安一『ルターの首引き猫』山川出版社、1993 を参照のこと。
- 80) J. Maurer, *Prediger im Bauernkrieg*. 1979.
- 81) S. Hoyer, Hans Böheim - der revolutionäre Prediger von Niklashausen. in, *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 18, 1970, R. Scribner, Images of the Peasant, 1514-1525. in, *The German Peasant War of 1525*. ed. by J. Bak, K. Arnold, *Niklashausen 1476*. 1980.

- 82) E. Stockmann, Trommern und Pfeifen im deutschen Bauernkrieg. und D. Stockmann, Der Kampf um die Glocken im deutschen Bauernkrieg. in, *Der arm man 1525*.
- 83) J. Bücking, Der Bauernkrieg in den habsburgischen Ländern als sozialer Systemkonflikt, 1524-6. in, Wehler, *op. cit.*
- 84) P. Bierbrauer, Bäuerliche Revolte im Alten Reich. in, *Aufbruch und Empörung?* Hrsg. v. P. Blickle, 1980.
- 85) M. Bensing/S. Hoyer, *Der deutsche Bauernkrieg 1524-1526*. 1965, 瀬原義生訳『ドイツ農民戦争 1524-1526』未来社, 1969, M. Bensing, Die Haufen im deutschen Bauernkrieg. in, *Der Bauer im Klassenkampf*. 勝部裕「ドイツ農民戦争における農民団の編成過程」『歴史学研究』
- 86) Ch. Greiner, Die Politik des Schwabischen Bundes während des Bauernkriegs 1524/1525 bis zum Vertrag von Weingarten. in, *Zeitschrift des historischen Verein für Schwaben*, 68, 1974, 筆者未見。Scott, Scribner 研究動向参照。
- 87) Th. F. Sea, Schwäbischer Bund und Bauernkrieg, in, Wehler, *op. cit.*
- 88) 学説史も含めて前間良爾「ドイツ農民戦争における政治綱領」『佐賀大学教養部紀要』7巻, 1975, 参照のこと。また勝部裕「ドイツ農民戦争期における農民の変革思想」『歴史学研究』428, 1976。
- 89) Th. Brady, *Turning Swiss*. 1985.
- 90) H. Buszello, *op. cit., id.*, Die Staatsvorstellung des Gemeinen Mannes im deutschen Bauernkrieg. in, *Revolte und Revolution*.
- 91) Ganseuer は, 要求書や改革文書などを「平民の革命」という視点から体系的に分類し再検討することで, 平民には地方的な要求がより普遍的な要求へと発展し, 運動を糾合, 凝集する機能を持たされたものとして国家計画が存在した事を検証しようとしている。F. Ganseuer, *Der Staat des gemeinen Mannes*. 1985.
- 92) V. Press, Herrschaft, Landschaft und Gemeiner Mann in Oberdeutschland vom 15. bis 19. Jahrhundert. in, *Zeitschrift für Geschichte des Oberrheins*, 123, 1975, 前間良爾「ドイツ農民戦争とラントシャフト制度」『西洋史学論集』21, 1983。
- 93) F. Rapp, L'aristocratie paysanne du Kochersberg à la fin du moyen age et début des temps modernes, in, *Bulletin philologique et historique*, 1967, K. S. Bader/T. Bühler, Heimbürger in Schwaben und am Oberrhein. in, *Geschichte, Wirtschaft und Gesellschaft*. Hrsg. v. Hassinger/Müller/Ott, 1974, R. Blickle-Lettwin, Besitz und Amt. in, *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte*, 40, 1977, 我が国の研究としては瀬原義生『ドイツ中世農民史』所収の諸論攷を参照。
- 94) G. Franz, *op. cit., id.*, Die Führer im Bauernkrieg. in, *Bauernschaft und Bauernstand 1500-1970*. Hrsg. v. Franz, 1975, 田中真造・前間良爾訳「農民戦争の指導者たち」『佐賀大学教養部研究紀要』8, 1976, Ph. Dollinger, Un aspect de la guerre des Paysans en Alsace. in, *Paysans d'Alsace*. 1959, 瀬原, 前掲書。
- 95) 代表的なものとして Franz, *Der deutsche Bauernkrieg*, Steinmetz, Die frühbürgerliche Revolution, 参照。
- 96) 主要なものとして W. Schulze, *op. cit.*
- 97) P. L. Kintner, Memmingens Ausgetretene. in, *Memminger Geschichtsblätter*, 1971, 筆者未見。Th. Klein, Die Folgen des Bauernkriegs von 1525. in, *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, 25, 1975, Th. F. Sea, Schwäbischer Bund und Bauernkrieg, in, Wehler, *op. cit., id.*, The Economic Impact of the German Peasants' War. in, *Sixteenth Century Journal*, 8, 1977.
- 98) F. Lau, Der Bauernkrieg und das angebliche Ende der lutherischen Reformation als spontaner Volksbewegung. in, *Luther Jahrbuch*, 1959.

ドイツ農民戦争研究の視点と課題

- 99) 前掲の諸研究の他, P. Blickle, *Landschaften im Alten Reich*, 1973, また大西理絵子「領邦国家とドイツ農民戦争」『寧楽史苑』35号, 1990。
- 100) G. Vogler, Der deutsche Bauernkrieg und die Verhandlung des Reichstags zu Speyer 1526. in, *Herrschaftsverträge, Wahlkapitulationen, Fundamentalgesetze*. Hrsg. v. R. Vierhaus, 1977.
- 101) P. Bierbrauer, Bäuerliche Revolten im Alten Reich. in, *Aufbruch und Empörung?*
- 102) W. Schulze, *op. cit.*
- 103) 主要なものとして *Umstrittenes Täufertum*, Hrsg. v. H. J. Goertz, 1975, J. M. Stayer, *The German Peasants' War and Anabaptist Community of Goods*. 1991, 他, 踊共二「スイス再洗礼派と農民戦争」『歴史学研究』587号, 1988, 同氏「再洗礼派運動と農民戦争」『史潮』23号, 1988, 同氏「再洗礼派運動と農民戦争——ミヒアエル・ザトラーの場合」『歴史学研究』626号, 1991, 参照。
- 104) 前間良爾「ヴァルツフトとその周辺における宗教改革と農民戦争」『佐賀大学教養部研究紀要』27巻, 1995。他, 浅野啓子「16世紀西南ドイツの権力構造と民衆運動」『歴史学研究』, 1982も参照のこと。

(1995年8月11日受理)

(わたなべ しん 文学部助教授)